

施策 Ⅱ－２－５	生活衛生の充実
-------------	---------

目 的

- 飲料水、医薬品等の安全性の確保、旅館業や理美容業などの生活衛生営業や特定建築物の衛生環境を確保するための監視・指導を強化し、県民の生活環境衛生を守ります。

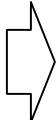
現 状 と 課 題

- 病気の治療や、健康維持に直結する医薬品等が適正に製造、販売されることが必要です。
- 水道水質検査や水道施設の更新、衛生管理の徹底などを通して安全な水道水を供給する必要があります。
- 公衆浴場、旅館等で全国的に発生しているレジオネラ症を予防する必要があります。
- 理容、美容、クリーニング等生活衛生関係営業や特定建築物の衛生確保が必要です。
- 犬やねこの引取数や動物を原因とする環境侵害を減らすとともに、狂犬病の免疫率低下を防ぐことが必要です。

取 組 み の 方 向

- 医薬品等の製造、販売業者等の監視・指導を実施します。
- 市町村等の水道事業者に働きかけて、安全な水を供給し、県民の生命、健康を守ります。
- 営業者の自主管理を徹底し、レジオネラ症の発生を防止します。
- 営業施設、特定建築物の監視・指導を行います。
- 動物愛護管理推進計画を策定して動物愛護を推進するとともに、市町村と連携して狂犬病予防注射を徹底します。

成果指標と目標値

成果指標	平成 19 年度		平成 23 年度
生活衛生に関する健康被害発生 件数	0 件		0 件

- 医薬品の製造・販売、無承認無許可医薬品、毒劇物、水道、温泉等に関わる健康被害の発生をなくすことを目指します。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
医薬品等の安全確保事業 〔担当課〕薬事衛生課	○ 医薬品、医療機器、麻薬及び毒物劇物が安全かつ適正に供給されるよう監視、指導を行います。
水道施設、水道水質の維持管理事務 〔担当課〕薬事衛生課	○ 安全な水道水が供給されるよう、市町村水道施設の更新を促進するとともに、既存施設の監視指導を行います。
生活衛生関係営業施設の監視指導等事務 〔担当課〕薬事衛生課	○ 生活衛生関係営業施設の許認可、監視、指導を行い、衛生水準を確保します。
動物管理等対策事業 〔担当課〕薬事衛生課	○ 動物の愛護と適正な飼養について県民の関心と理解を深め、飼養動物による環境侵害と動物由来感染症の発生を防止します。特に狂犬病予防注射の徹底により狂犬病の蔓延を防止します。